

テーマ12 無権代理

重要度★★★



重要ポイント

無権代理の相手方の保護の制度としては、催告権・取消権・無権代理人の責任追及がありますので、図解を利用してこれらの主観的要件を押さえておくことが重要です。

1. 意義

代理権を有しない者（無権代理人）が他人（本人）の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じません（§ 113 I）。このような場合を無権代理といいます。

2. 追認・追認拒絶**(1) 意義**

本人が追認した場合、無権代理行為の効果は本人に対してその効力を生じます。これに対して、本人が追認拒絶をした場合、無権代理行為の効果は無効と確定することになります。

(2) 相手方

追認またはその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができません（§ 113 II 本）。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りではありません（§ 113 II ただし）。

(3) 追認の効果

追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼって効力を生じます（§ 116 本）。ただし、第三者の権利を害することはできません（§ 116 ただし）。 **過去問[63-34、5-27]**

なお、無権利者が他人の物を自己の権利に属するものとして処分した場合において、後に真実の権利者がこれを追認したときは、116条の類推適用により、処分の時にさかのぼってその効力を生じます（最判昭 37. 8. 10）。 **過去問[12-27、15-28]**

3. 相手方の保護**(1) 催告権**

無権代理の場合、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができます（§ 114 前）。この場合において、本人がその期間内に確答しないときは、追認を拒絶したものとみなされます（§ 114 後）。 **過去問[11-27、20-28]**

この趣旨は、無権代理の相手方は本人の追認ないしその拒絶により本人への効果帰属の有無が確定されるまでは不安定な状態に置かれることから、相手方のイニシアチブでその効果を確定させる点にあります。

務（§ 400）が軽減され、債務者は、故意または重大な過失がある場合のみ債務不履行責任を負うものとされています。

これらの効果に加えて、受領遅滞の効果として、債務者が解除や損害賠償請求をすることができるかが問題となります。

法定責任説によれば、法律上の受領義務が認められているわけではないので、債務不履行と同様に考える必要はなく、解除や損害賠償請求をすることはできないことになります。判例も、債務者が債権者の受領遅滞を理由として契約を解除することは、特段の事由のない限り、許されないとしています（最判昭 40. 12. 3）。

他方、債務不履行説によれば、受領遅滞は一種の債務不履行とされますから、解除（§ 541、§ 543）や損害賠償請求（§ 415）をすることができることになります。

図解で理解！！

<受領遅滞の法的性質>

	法定責任説	債務不履行説
意義	債権者は権利を有しているだけであるから、債務者の債務不履行のような責任は生じないものの、給付を受領して債務者の履行に協力するという一定の義務があり、これをまっとうしないことによって一定の不利益が課せられる	債権者にも債務者と協力して債権の目的を実現するという法律上の義務があり、これを怠ることは一種の債務不履行であるから、債務者の債務不履行に対応する責任が発生する
要件	① 弁済の提供があったこと ② 債権者が履行の受領を拒むか、または受領不能であること	
	_____	③ 債権者の責めに帰すべき事由があること
効果	① 弁済の提供の効果が生ずる ② 債務者は供託による免責を得ることができる（§ 494） ③ 注意義務が軽減される	
	_____	④ 解除および損害賠償請求をすることができる（§ 541、§ 543、§ 415）



【コラム】

平成 19 年度問題 28 では、時効の存在理由に関する二つの学説の理解を問う問題が出題されています。そこで、受領遅滞のような二つの学説が対立する論点については、学説の理解を固めておくとういでしょう。もっとも、行政書士試験の民法は、未だ条文・判例からの出題がほとんどですから、まずは条文・判例の知識を固め、その後に余力があれば学説を勉強するようにしてください。

3. 債権者有責の場合

歌手AとB劇場の間で出演契約が成立した後、B劇場の従業員の失火により劇場が焼失し、Aの出演が不可能となった。

債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わないとされています（§ 536Ⅱ前）。したがって、上記の事例では、Aの報酬請求権は失われません。

もっとも、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければなりません（§ 536Ⅱ後）。したがって、上記の事例において、AがB劇場に出演不能となった期間に他の劇場に出演して臨時の収入を得たときは、これをB劇場に償還しなければならないことになります。

図解で理解！！

<危険負担>

	原則	例外
要件	債務者の責に帰すべき事由によらずに、債務の全部または一部が履行不能となった場合（§ 536Ⅰ）	①特定物に関する物権の設定・移転を目的とする双務契約において目的物が滅失・損傷した場合（§ 534Ⅰ） ②不特定物に関する物権の設定・移転を目的とする双務契約において特定後に目的物が滅失・損傷した場合（§ 534Ⅱ） ③債権者の責に帰すべき事由によって債務が履行不能となった場合（§ 536Ⅱ）
効果	債務者は、反対給付を受ける権利を失う（債務者主義）	債務者は、反対給付を受ける権利を失わない（債権者主義）



《解答のテクニック》

契約の目的物（特定物）が滅失した場合の処理は、以下のとおりです。

まず、契約の締結前に目的物が滅失していた場合、その契約は、実現可能性を欠いているため、無効となります。

これに対して、契約の締結後に目的物が滅失した場合、まず債務者の帰責事由があるか否かを検討します。その結果、帰責事由があれば債務不履行、帰責事由がなければ危険負担の問題となります。

次に、上記の図解を思い出し、債権者主義が適用されるか債務者主義が適用されるかを判断します。その結果、債権者主義が適用されればもう一方の債権は存続し、債務者主義が適用されればもう一方の債権は消滅します。